

## 技術提案書の特定基準

## 【基町第十七アパート（仮称）改築工事基本設計業務】

| 評価項目  | 評価の着目点   |                | 配点<br>(評価のウエート)  |               |
|---|--|----------------|--|---------------|
|   | 判断基準   |                | 小計   |               |
| 別紙 7  | 技術提案者の選定において、別紙 6「技術提案者の選定及び技術提案書の特定に係る審査基準」 4により算定した評価点とする。 |                | 30   | 30<br>(30.0%) |
| 業務実施方針及び手法<br>(評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。) | 業務の理解度及び取組意欲   |                | 10   | 10<br>(10.0%) |
|   | 業務の実施方針  |                | 10   | 10<br>(10.0%) |
|   | 評価テーマ<br>に対する技術提案  | 「周辺との調和及び都市景観」 | 設定した各テーマに対する技術提案について、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的見地に基づく独創的な提案がなされているか等）、実現性（提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に判断する。 | 25            |
| 「公営住宅の居住空間及び外部空間」                                       |  | 25             |  |               |
| 合計点   |  |                | 100<br>(100.0%)  |               |

※ 以下の非特定基準点のいずれかに該当する者は、設計の候補者として特定しないこととする。

- ① 評価項目「業務実施方針及び手法」の評価点の合計が70点満点中6割未満
- ② 同項目の4つの評価の着目点のうちいずれかの評価点が各配点の2割以下